

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年1月25日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2100896号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100162号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成27年9月30日から同年10月1日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

平成27年9月30日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年9月30日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年9月30日から同年10月1日まで

A社を平成27年9月30日に退職したが、同社に係る資格喪失年月日が同日となっているので、当該資格喪失年月日を同年10月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された賃金台帳並びに金融機関から提出された預金取引明細表により、請求者は、請求期間において同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、賃金台帳により確認できる保険料控除額から、22万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成27年9月について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したと回答している一方、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を年金事務所に対し誤って提出したことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成27年9月30日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む)、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2101139号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100164号

第1 結論

請求者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成2年4月1日から同年4月16日に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年4月1日から同年4月16日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の加入記録がない。平成2年4月に同社のB支店から本社に転勤したものの、継続して勤務しており、未加入期間があるはずはない。正しい記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録、企業年金連合会から提出されたC厚生年金基金の中脱記録照会(回答)及びA社B支店の同僚の陳述により、請求者が、平成2年4月16日にA社B支店から同社本社に転勤したことが認められることから、請求者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を同年4月16日に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2101052号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100163号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年4月14日から昭和63年4月1日まで

A社にB職として勤務した請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。給与からは、税金及び保険料等が控除されていると説明を受けており、また、健康保険証をもらっていたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録において、厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち17名が、請求者を記憶していると回答していることから、期間は特定できないものの、請求者が同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の元事業主は、請求者に係る書類はなく、請求者の在籍を確認できない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者が同期又は先輩のB職として氏名を挙げた2名については、請求期間に厚生年金保険の加入記録を確認できず、請求者から提出された請求期間当時のA社に係る従業員名簿に記載されている複数名の者も、同社における厚生年金保険被保険者記録が確認できないことから、同社では、全ての従業員を厚生年金保険の被保険者とする取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、請求者は請求期間に係る給与明細書等を保有しておらず、ほかに請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。